

第五十一回 参議院 社会労働委員会 會議録第六号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)
午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 竹松君
理事 鹿島 俊雄君
丸茂 重貞君
佐野 芳雄君
藤田 藤太郎君

委員 黒木 利克君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
土屋 義彦君
山本 杉君
横山 フク君
大橋 和孝君
杉山 善太郎君
森 勝治君
山崎 昇君
小平 芳平君
高山 恒雄君
小平 久雄君
梅本 純正君
辻 英雄君
上原 誠之輔君
村上 茂利君
村長 茂利君
局長 高橋 展子君
局長 元治君

国務大臣 労働大臣 小島 久雄君
政府委員 厚生大臣官房長 梅本 純正君
労働大臣官房長 辻 英雄君
労働大臣官房会 計課長 上原 誠之輔君
労働省労働基準 局長 村上 茂利君
労働省婦人少年 局長 高橋 展子君
労働省職業安定 局長 元治君

労働省職業訓練 局長 和田 勝美君
事務局側 常任委員会専門 員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件
○労働問題に関する調査
(労働行政の基本方針に関する件)
(昭和四十一年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(阿部竹松君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

労働問題に関する調査を議題といたします。
まず、労働行政の基本方針に関する件について調査を行ないます。本件に関し、政府より所信を聴取いたします。小平労働大臣。

○国務大臣(小平久雄君) 第五十一回通常国会にあたり、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

私は、かねてから、労働行政は、社会、経済との関連に十分な考慮を払いつつ、基本的には、人間としての労働者の福祉の向上を目的として進めなければならぬと考えており、明年度の予算編成をはじめ、機会あるごとに、この趣旨に沿って努力を尽くしてまいった次第であります。本年もこのような見地から、次のような諸点に重点を置いて、積極的に労働行政を推進してまいりたいと存じます。

まず、雇用対策について申し上げます。
最近の雇用情勢は、景気の停滞を反映し、依然として増勢の鈍化が続いております。一方、長期的に見れば、わが国の新規労働力の供給は、本年をピークとして、以後急速に減少し、労働力需給の基調は、かつての労働力過剰から労働力不足へと移行しつつあります。このように今日の労働力事

情は、長期的な労働経済基調の変化と、その過程における雇用の停滞という複雑な様相を示しております。

このような事態にかんがみ、労働力不足経済への移行過程における種々の不均衡、摩擦現象に対処し、労働力需給の質量両面にわたる均衡と経済の成長発展を期するため、長期的観点に立つて雇用政策を確立し、労働者がその能力を有効に発揮できるようにする体制を確立することがぜひとも必要であると考えております。

このため、将来の労働力需給の的確な見通しの上に立つて雇用に関する基本的方策を策定し、関連諸施策との連携をはかりつつ、雇用全般にわたる総合的な施策を講じ、労働者の職業の安定をはかるとともに、技能労働者を養成確保し、求人者、求職者に対する指導援助を充実し、また、不幸にして離職または転職を余儀なくされた労働者等の職業転換を容易ならしめるため、従来の諸給付に加え、広域求職活動費、職業訓練受講給付等の移転費、特定職種訓練受講奨励金等の給付を新設し、職業転換給付制度を確立するなどのため、今国会に雇用対策法案を上提し、御審議を願うべく目下準備を進めているところであります。

また、当面の雇用の停滞につきましましては、基本的には経済の回復をはかることが必要であり、政府としては積極的な財政金融政策を講じ、景気の回復につとめているところでありますが、雇用対策といえましても、就職の困難な労働者に対し、職業紹介及び各種の就職促進のための諸対策を強化するとともに、来年度からは職業転換給付制度を活用して、その就職の促進に努力してまいらる考であります。また、本年三月卒業の大学生の就職につきましましては、今後ともその就職状況に注意を払いつつ、求人開拓、就職指導等を強力に進めてまいりたいと考えております。

港湾労働につきましましては、昨年港湾労働法の成立以来諸般の整備を進めてまいりましたが、本年七月から六港について、その全面的施行を期する所存であります。

なお、身体障害者、出かせぎ労働者等につきましても、雇用の安定をはかるための諸施策を強力に進めてまいりたいと考えておりますが、特に来年度におきましては、建設業等における通年雇用を促進するための建設業等通年雇用促進融資制度を新たに実施したいと考えております。さらに、失業保険につきましましては、最近における日雇い労働者の賃金の実情にかんがみ、日雇い失業保険金の日額等を改定することとし、近く関係法案の御審議を願うこととしております。

また、今後わが国が本格的な開放経済のもとで、きびしい国際競争にうちあかして行くためには、生産の中核をなす技能労働者の養成確保と、その技能水準の向上をはかることがぜひとも必要であります。しかるに、今後新規卒卒就職者の減少等に伴い、その不足は一そう激化することが予想されるのであります。このような状況に対処するため、来年度においては、公共職業訓練について総合職業訓練所五カ所、一般職業訓練所十カ所の新設を行なうとともに、職業訓練大学校において新たに監督的技術者を養成するための生産技能講座を設ける等、その充実強化をはかったところであります。また、事業内職業訓練について特に中小企業に重点を置き、補助対象ワタの拡大、施設費の増ワタ等、その助成の強化をはかることも、技能検定制度を拡充すること等により、わが国の技能水準の向上と技能労働者の地位の向上をはかってまいりたいと存じます。

次に、労働災害の防止について申し上げます。
労働災害の発生率は、逐年低下を見つつありますが、その、労働災害による死者数は、昭和四十

年においては死者六千余人を含む約七十万の多きに達しており、その間、多数の犠牲者を伴う重大災害が発生しておりますことは、人間尊重を基本理念とする近代福祉国家として遺憾にたえないところであります。このような事態にかんがみ、かねてから労働災害の防止を労働行政の最重点の一つとして取り上げ、各般の労働災害防止対策を強力に推進しているところでありますが、特に来年度は労働災害防止のための監督指導を充実強化するとともに、安全衛生施設に対する融資制度の創設、これらの施設に関する税制上の優遇措置の実施等によって、作業環境の飛躍的な改善整備をはかることとしております。また、安全衛生に関する調査研究の充実を期するため、屋外実験場の新設等、研究施設の整備、機構の拡充を行なうとともに、安全衛生意識の高揚をはかるための防災防止会館の建設を行なう等、総合的な労働災害防止対策を積極的に推進し、労働災害のない明るい社会の実現につとめてまいりたいと存じます。なお、不幸にして労働災害を受けられた労働者の保護につきましては、昨年の労働者災害補償保険法の改正により給付内容の大幅な改善を行ないましたので、その円滑な施行をはかることにも、リハビリテーション施設等、福祉施設の拡充、なかななく、脊髄損傷者の社会復帰対策については一そ

うの充実をはかることとしております。次に、賃金問題について申し上げます。賃金は国民経済の成長と調和を保ちつつ実質的に改善されるべきものと考えており、今後とも関係労使がかかる観点から良識をもって賃金問題を自主的に処理されるよう期待しております。このため、労働省としては、労働経済に関する各種の統計調査をさらに整備充実し、労使関係者をはじめ、一般利用者に必要な資料の提供をはかってまいりたいと存じます。

なお、最低賃金制につきましては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、昭和四十一年度末までに約五百万人の労働者に適切な金額の最低賃金を設定することを目標とする最低賃金推進計画を実施し、最低賃金制の実効ある拡充につとめているところであります。さらに、今後の最低賃金制の基本的なあり方につきましては、現在中央最低賃金審議会に検討をお願いしているところであります。

また、家内労働の問題につきましては、かねてから学識経験者の方々に家内労働の実態とその対策について検討をお願いしてきたところでありますが、昨年十二月「わが国内労働の現状に関する報告」をいただき、あわせて「今後の家内労働対策に関する見解」が明らかにされましたので、これらを基礎に、今後の家内労働対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、労働福祉対策について申し上げます。大企業に比べ、立ちおくれが見られる中小企業の労働福祉については、その環境の整備改善を行ない福祉の向上をはかることは、それら労働者の福祉の増進となるばかりでなく、中小企業自体のためにも労働力の確保と労働意欲の向上に資し、その発展に寄与するところ大なるものがあります。したがって、中小企業に対する労働保険の適用の促進、中小企業退職金共済制度の普及、労働福祉施設に対する融資の拡大、中小企業労働者のための各種福祉施設の拡充整備等について、来年度は一そ

うの推進をはかってまいり、所存であります。特に青少年労働者の余暇の善用をはかるための勤労青少年ホームにつきましましては、全国の商業都市に普及することを目標に、その整備をはかっていきたいと考えております。また、昭和四十年度から新たに中小企業集団の行なう労働改善事業に対し助成措置を講ずることとしたのでありますが、来年度におきましても、さらにこれを充実拡大することとし、中小企業の自主的努力と相まって、中小企業の労務管理の近代化、労働条件の適正化等のための指導援助を一段と推進してまいりたいと存じます。最後に、労使関係について申し上げます。現在の景気停滞を克服し、今後の経済の安定した成長発展をはかるためには、労使関係の安定が

強く望まれることは申すまでもないのであります。このためには、労使が相互信頼と労使協力に精神を基調とし、国民経済という共通の基盤に立って、話し合いにより問題を自主的に解決するという慣行を確立することが必要であり、私としても、かかる話し合いの気運の醸成になお一その努力を傾注してまいりたいと考えております。なお、労働委員会の事務処理の円滑化につきましましては、従来から種々の御意見がきかれるところでありますが、最近一部の地方労働委員会において取り扱件数の増加が著しく、関係者からの強い御要望もありますので、当面これらの地方労働委員会の委員の定数の増加等の措置を講ずることとし、そのため今国会に労働組合法の一部を改正する法律案を提出したいと考えております。

以上、当面する労働諸問題について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも、労働行政の推進にあたりましては、各位の御意見を十分拝聴しながら、一そ

うの努力を傾注してまいりたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。○委員長(阿部竹松君) 次に、昭和四十一年度労働省関係予算に関する件について調査を行ないたいと存じます。本件に関し、政府より説明を聴取いたします。上原会計課長。○政府委員(上原誠之輔君) お手元に、「労働省所管昭和四十一年度予算の概要」という資料が配付してございます。これに従いまして御説明申し上げます。まず、一ページでございます。一般会計、特別会計総括表となっております。まず第一に、これについて趣旨説明を申し上げます。一般会計でございますが、歳出の規模は、四十一年度要求額といたしまして千五百億五千六百八十四万四千円となっております。四十一年度予算額に比較いたしますと百六億九千三百一十一万七千円の前と相なっております。次に、特別会計でございますが、歳入、歳出と

もに、労災保険特別会計におきましては、四十一年度要求額といたしまして千七百七十八億九千九百三十二万七千円ということになっております。四十一年度予算と比較いたしますと百六十一億九千三百九十六万三千円の前と相なっております。次に、失業保険特別会計でございます。歳入、歳出総額で四十一年度要求額千八百三億四千九百四十八万四千円でございます。四十一年度予算額と比較いたしますと三百九十九億五千三百三十三万二千円の前と相なっております。

次に、一般会計、特別会計合わせまして、主要な事項につきましまして御説明を申し上げます。六ページをござらぬいただきます。まず、第一に、積極的な雇用政策の推進に必要な経費でございます。欄外に掲げてありますように、四十一年度といたしましては百八十四億八千五百五十一万四千円ということになっております。主要事項といたしましては四つの柱がございまして、第一は、地域別産業別雇用計画の策定の経費でございます。二千八百二十七万六千円でございます。この内訳でございますが、第一は、地域別産業別雇用計画の基本計画に基づきまして、四十一年度の地域別産業別雇用計画の策定に必要な経費がその一つでございます。その二つは、雇用事情調査の実施に必要な経費と相なっております。

第二の柱は、広域職業紹介活動の推進と労働市場センターの整備拡充ということでございます。合わせて、十六億七千九百六十四万八千円でございます。その一つの内訳でございますが、これは従前に引き続きまして、広域職業紹介活動の推進をはかるための経費がその一つでございます。その二つは、労働市場センターの整備に必要な経費でございます。これは十六億七千九百六十四万八千円となっております。これは昭和三十一年度から労働市場センターの整備をはかってまいりまして、四十一年度はその計画の最終年度でございます。四十一年度をもちまして

て労働市場センターのあらかたの整備が終わるわけでございます。

なお、七ページにまいりまして、中ほどに書いてあります、四十二年度におきましては、労働市場センターの業務量の増大に伴いまして大型電子計算機の導入をはかることにいたしております。失業保険特別会計におきまして、国庫債務負担行為額といたしまして三億五千四百九十九万円をお願いいたしております。

第三番目は、移転就職者用宿舎の建設と雇用促進融資の拡大でございますが、この欄に書いておりますように、雇用促進融資といたしましては百億でございます。また、失業保険特別会計におきまして百十四億百二十四万一千円をお願いいたしております。この内訳といたしまして、失業保険特別会計におきまして移転就職者用宿舎の建設を、前年度同様に、一万戸の建設をはかることにいたしております。それから、雇用促進融資でございますが、住宅、福祉施設、通年雇用設備、事業内職業訓練施設融資、合わせまして、四十年度の八十億円に對しまして、いま申し上げましたように、百億円の融資を行なうことにいたしております。

最後に、最後の柱といたしまして職業転換給付制度の創設でございます。一般会計、特別会計合わせまして五十三億七千六百三十四万九千円をお願いいたしております。これはこの欄に書いてありますように、労働力の適正な流動、労働力需給の質量両面にわたる均衡をはかるための給付でございますが、新設の給付といたしましては、特定職種訓練受講奨励金、職業講習受講料、広域求職活動費、帰省旅費という四つでございます。なお、従前の給付を拡充いたしますものとしたしましては、訓練諸手当、移転資金、職場適応訓練委託費という、この三つの手当につきましては拡充をいたすことにいたしております。

なお、諸手当の支給単価でございますが、八ページの下のほうに書いてございますように、就職指導手当、これは月額にいたしまして、四十年

度の一萬九百五十円を一萬二千二百二十円ということに単価の改定をいたしております。それから、訓練諸手当につきましては、四十年度の一萬四千四百十円を一萬五千八百十円ということで改定をいたしております。それから、九ページにまいりまして、移転資金でございます。これは四十年度と単価は変わりございません。それから、職場適応訓練委託費につきましても同様でございます。

それから、新設の特定職種訓練受講奨励金でございますが、月額にいたしまして二千円といたしております。次の職業講習受講料でございますが、予算単価といたしまして五千二百五十円でございます。それから、広域求職活動費でございますが、これも予算単価では六千円ということにいたしております。帰省旅費も同じく二千四百四十円ということにいたしております。

次に、一〇ページでございます。当面の雇用対策に必要な経費でございます。欄外をのぞいていただきたいと思います。要求額といたしましては百七億七千六百七十六万六千円をお願いいたしております。おもな項目は五つございまして、その一つは、中高年齢失業者等に対する雇用の促進でございます。これは四十年度と同じような方法によりまして実施するものでございます。また、就職指導の実施につきましては、手当の額といたしましては四十年度十二億一千六百六十二万五千円が十二億一千四百四十四万六千円ということをお願いをいたしております。それから、転職訓練でございますが、これも四十年度と同様の方法によりましてお願いをいたすわけでございまして、訓練の人員といたしましては、合計いたしまして七万五千六百八十八名でございます。これは先ほど申し上げました職業転換給付制度と重複計上されておりますので、その点お含みいただきたいと思います。

なお、一ページにまいりまして、四十一年度新たな試みといたしまして、各安定所に地域雇用協議会を設置いたしまして、中高年齢者等を中心といたしまして雇用奨励の推進をはかりたいという

ことで、所要の経費をお願いいたしております。それから、第二の主要事項でございますが、大学、高校卒業生に対する雇用の促進に必要な経費といたしまして六百五十九万八千円をお願いいたしております。これは新規大学卒業生等の就職がきわめて困難になっております現状にかんがみまして、その就職対策を充実するものでござい

ます。内訳といたしましては、臨時就職対策協議会を設置すること、それから、雇用の奨励と特別求人開拓を実施すること、それから、女子学生に對しまして職業に関する啓発指導を実施すること、これがおもな施設の内容でございます。

次に、一二ページにまいりまして、出かせぎ労働者の雇用対策の推進でございます。この関係に必要な経費といたしまして四千三百八十九万九千円をお願いいたしております。出かせぎ労働者の雇用対策のためのおもな施設といたしまして、第一は、送用地におきまして就労前の講習会を実施するわけでございます。就労前の講習会を実施いたしまして、安定所のルートにおきまして出かせぎ労働者の就労経路を正常化しようという施策を講ずることが第一でございます。それから、第二に、受け入れ地におきまして賃金不払いその他の労働条件に對しまして指導監督を実施するというのが第二の施設でございます。それから、第三番目には、婦人少年室協働員によりまして留守家族の指導援助を実施いたしたいということでございます。それから、なお、季節的な失業保険受給者につきましては、早期再就職をはかるための施策を推進してまいりたいこととござ

います。それから、最後に、四十一年度の新たな試みといたしまして、季節的産業労働者の通年雇用を促進いたすということを大きな施策にいたしておるわけでございます。先ほど申し上げました雇用促進融資の中で三億四千万円を設定いたしまして、建設業等の通年雇用を促進いたしますための設備融資制度を新たに設けていくという予定であります。そのための経費を計上いたしております。

す。それから、一三ページにまいりまして、炭鉱離職者に対する雇用の促進であります。この関係の経費といたしましては四十六億八千二百七十三万円をお願いいたしております。施策の内訳といたしましては四十年度と同様の施策でございます。その詳細な内容は省略させていただきます。

なお、一三ページの下のほうに書いてございますが、炭鉱離職者の緊急就労対策事業につきましては、四十一年度は五千四百人を一日平均吸収人員として計上いたしております。なお、事業費単価につきましては、四十年度の千七百円に對しまして、千九百円ということに経費を算定いたしております。

一四ページにまいりまして、就職促進指導の実施に関する経費でございますが、就職促進手当に關しましては、四十年度九億七千六百五十八万円に對しまして、四億七千六百万円を計上いたしておる次第でございます。なお、広域職業紹介の推進につきましては、前年度一万人に對しまして、六千五百人を一応の規模といたしております。

次に、一五ページにまいりまして、港湾労働者の雇用対策でございます。その関係の費用といたしましては六億三千四百二十三万七千円をお願いいたしております。港湾労働者の雇用関係につきましては、四月一日から港湾労働者の登録、紹介体制の整備をはかってまいりたいわけでございます。また、七月の一日から雇用調整手当の支給ができますように計画を立てております。これに必要な所要の経費を計上しておるわけでござ

センターにつきましては二カ所、簡易宿泊所につきましては五棟を建設することになっております。なお、港湾労働者のための住宅、福祉施設建設資金の貸し付けでございますが、先ほど申し上げました雇用促進融資の中で、港湾労働者用住宅の建設といたしましては六百四十戸、港湾労働者用福祉施設の建設といたしましては二十七カ所を計画いたしております。

次に、一七ページにまいりまして、失業対策の推進に必要な経費でございます。この関係の経費といたしましては、欄外に書いておりますように、七百六億三千二百七十七万七千四百円でございます。内訳といたしましては、三つに分かれております。その一つは、失業対策事業の実施の経費でございます。この経費は三百三十二億四千万円をお願いいたしておるわけでございます。その一つの失業対策事業でございますが、一日の平均収人員は、四十年度の十六万六千人に對しまして、四十一年度は十五万九千人ということで計画をいたしております。なお、事業費単価につきましては、それぞれ単価の改定をいたしております。特に努力費につきましては、四十年度の五百六十一円七十銭を六百二十九円二十八銭ということでアップをいたしておるのでございます。それから、高率補助でございます。これは四十年度の六億円に對しまして、四十一年度は七億ということにいたしております。それから、特別失対事業につきましては、これは予算の総額は変わりませんが、平均収人員は六千人ということになっております。

それから、次に、失業対策事業就労者の就職促進対策でございますが、この関係の経費といたしましては九億二千八百二十七万七千円をお願いいたしまして、四十年度に引き続き、雇用奨励、転職促進訓練を実施してまいる計画でございます。それから、失業保険国庫負担金でございます。これは保険給付に要する費用及び事業費の一部を国庫で負担するための経費でございます。三百六十四億六千三百万円を計上いたしております。

す。保険給付費の負担金につきましては、一般失業保険につきましては支給実人員四十年度の五十六万八千人に對しまして、四十一年度は六十四万七千人ということにいたしております。また、給付月額につきましては、四十年度の一万四千円に對しまして、四十一年度一万四千八百四十五円ということに積算をいたしております。それから、日雇失業保険の関係でございます。四十年度保険金の総額三十四億八百万円に對しまして、四十一年度は四十一億五千八百万円ということにいたしまして国庫負担金を算定いたしております。なお、四十一年度当初予算につきましては、四十年度の精算不足見込み額九億六千六百万円を計上いたしております。

次に、二〇ページにまいりまして、技能労働力の確保と技能水準の向上に必要な経費でございます。要求総額は九十一億一千五百九十二万三千円でございます。この関係の経費といたしましては二つの事項に分かれておりますが、一つは、技能労働力確保対策の推進に必要な経費でございます。合わせまして八十九億五千六十八万四千円となっております。その内訳について申し上げますと、まず第一は、公共職業訓練の拡充、これは養政訓練の部門でございますが、公共職業訓練の拡充といたしまして五十八億八千二百三十三万五千円でございます。まず第一に、一般職業訓練所につきましては、四十一年度新しく十カ所を新設をいたしております。この十カ所の新設に関する職種の増が二十職種ということになっております。この新設につきましては四十年度と同様でございます。それから、既存の訓練所につきましては職種の増設でございます。四十年度は十六職種でございますが、四十一年度は二十職種を増加いたしたいということにございまして、合わせまして、訓練人員は四十年度の三万三千二百八十五人が、四十一年度三万四千四百八十五人ということになります。これは養成訓練の経費でございます。それから、二一ページにまいりまして、総合職業訓練所でございます。総合職業訓練所につきましては、

しては、新設が五カ所でございます。この五カ所におきましては十五職種につきまして訓練を実施するわけでございます。四十年度は三カ所、九職種でございますので、四十年度に比較しますと、二カ所と六職種の増ということになります。それから、既存の訓練所に関する職種の増設でございます。これは四十年度と同じように十職種を増設する計画でございます。以上によりまして、訓練人員は四十年度の九千八百八十五人に對しまして、四十一年度が一万一千八百八十人ということになります。次に、職業訓練大学校でございます。主として指導員養成課程が中心になっておりますが、指導員養成課程につきましては、四十年度の四百四十人が四百八十人ということになるわけでございます。それから、四十一年度の新しい計画といたしまして、生産技能講座の開設を計画中でございます。この関係では七十人の定員を計画いたしております。それから、身体障害者の職業訓練所でございます。身体障害者の訓練所につきましては、三職種の増設を実施いたしたいという計画でございます。訓練人員は四十年度の千三百四十人が千四百人に相なる次第でございます。なお、四十一年度におきましては、訓練効果の向上を期しますために視聴覚教材等の整備をいたすことにいたしております。この関係で四十一年度は千七百四十四万四千円をお願いいたしておる次第でございます。

それから、次に、職業転換訓練でございます。この関係では三十億四千二百四十六万一千円をお願いいたしております。この点につきましては先ほど御説明を申し上げておりますので、省略をさせていただきます。次に、二二ページの終わりのほうに書いてございます事業内職業訓練の拡大実施に必要な経費でございます。一億二千万円をお願いいたしております。カッコンは雇用促進融資の中におきますところの事業内職業訓練施設融資のワケでございます。三億二千九百万円となっております。事業内職業訓練の関係では、対象人員は四十年度の五万人に對しまして、四十一年度は五万七千人という計画でございます。それから、共同職業訓練施設の設置補助でございますが、四十年度同様、十五カ所を設置することになっております。所要の経費を計上いたしております。なお、さきに申し上げました事業内職業訓練施設設置資金の貸し付けでございますが、四十年度の二億一千五百万円を三億二千九百万円に増加いたしておる次第でございます。

次に、第二の柱の技能向上対策の推進でございます。この関係の経費といたしましては一億六千五百二十三万九千九百円をお願いいたしております。おもな施策の内容でございますが、まず第一は、技能競技大会実施の関係でございます。四十年度におきましては四十八職種につきまして実施をいたしたわけでございますが、四十一年度は五十四職種ということで、六職種をふやまして実施をする計画でございます。それから、国際職業訓練競技大会につきましては、二十職種につきまして参加をいたしたいという計画でございます。それから、四十一年度の新しい試みといたしましては、技能顕彰の創設というのを考えております。これにつきましては千二百万円を計上いたしておる次第でございます。これは国家技能検定に合格いたしました者に対して、その技能の程度を証するバッジをつけさせるという計画でございます。これによりまして技能検定に對しますところの世評の高まりと、それから、技能者の意識の高揚をはからうするものでございます。

それから、二四ページにまいりまして、通信技能講座の実施でございます。この関係といたしましては千二百三十七万九千円をお願いいたしております。まず第一は、通信技能講座教材等の整備をはかる、それから、技能講座を実施するという関係の経費でございます。次に、二五ページにまいりまして、労働災害防止対策の積極的展開と労働条件近代化の推進に必要な経費でございます。総額十二億六千三百四十三万六千円をお願いいたしております。この

関係におきましては二つに分かれておりまして、まず第一は、労働災害防止対策の推進に必要な経費でございます。この関係の経費は十一億五千九百四十六万二千円をお願いいたしております。

まず第一は、技術進歩に対応いたしまして、労働災害の防止対策を科学的、合理的なものにしようというこの経費でございます。この関係では六億二千四百六十五万八千円をお願いするわけでございます。その内訳といたしましては、まず第一に、産業災害防止研究機関の拡充をはかりたいというところで、まず第一は、産業安全研究所につきましては屋外実験場を設置いたしたいというところで、とりあえず四十一年度におきましては二億八千九百七十七万五千円をお願いいたしております。

それから、第二に、労働衛生研究所につきましては、機構と、それから研究施設の拡充をはかることにいたしております。まず、機構につきましては中毒実験でございますが、中毒実験部を増設いたしまして、二課を傘下に置きたいという計画でございます。それから、中毒実験関係の研究施設の拡充をはかりたいということで、この経費等では六千五百六十三万五千円を計上いたしております。

それから、労働災害防止対策を合理的、かつ、科学的にいたしたいということで、労働災害要因等の分析、研究を実施いたしたいという考えでございます。まず第一は、労働災害要因等の分析、研究といたしまして三百二十四万四千円を計上いたしております。それから、二六ページにまいりまして、労働災害につきまして総合的な基本調査を実施いたしたいということで、四十一年度新たに二千四百二十五万五千円をお願いいたしております。

それから、化学工業その他の産業における新技術導入に伴う労働災害防止対策につきまして強化推進をはかりたいということで、まず第一は、労働災害防止法令の整備をいたしたいというところであります。それから、第二は、労働災害防止のための特別監督指導を強化いたしたいという、この関係では、昨年の四千二百五十一万九

千円に對しまして、四十一年度は六千三百四十七万七千円を計上いたしております。それから、なほ、四十年度に引き続き、有害環境の改善指導、これは二七ページでございますが、有害環境の改善指導、それから、特殊技能者検定及び講習の実施等をはかつてまいりたいということ考えております。なほ、四十一年度におきまして、労働基準監督官及び安全衛生専門官等の増員をはかりまして災害防止監督の万全を期したいというところでございます。労働基準監督官につきましては十名、安全衛生専門官につきましては二十名の増員をお願いいたしております。

それから、二八ページにまいりまして、労働災害防止に関する啓蒙、教育指導の強化と自主的労働災害防止活動の推進対策でございます。この関係では四億七千九百八十八万五千円をお願いいたしております。おもな施策でございますが、その一つは労働防止会館の建設でございます。これは四十一年度から三年計画をもって建設しようとするものであります。会館の規模といたしましては、総工費八億六千五百九十九万五千円でございます。四十一年度におきましては、さしあたり土地の調査、くい打ちの経費を計上いたしております。

補助、これは昨年と同様、四億一千万円を計上いたしております。それから、次に、中小企業の労働災害防止対策でございます。この関係の経費といたしましては六千二百八十一万九千円をお願いいたしております。特に四十一年度におきましては、安全衛生施設融資制度を創設する手はすなわち、安全衛生施設に書いてございますように、中小企業及び国民金融公庫からの低利融資をはかるということが一つと、それから、もう一つは、一般金融機関からの融資に伴う信用保証料の補てんを行なつていくという二つの内容になっております。

次は、労働防止指導員制度、巡回健康診断の拡充、その他安全衛生管理水準の向上につきましては、昨年に引き続き、充実強化をしてまいりたいというところでございまして、特に労働防止指導員につきましては、四十年度の三千人を、四十一年度四千人に増員をいたしたいと考えてござい

ます。次に、二九ページにまいりまして、労働条件近代化対策の推進でございます。この推進に必要な経費といたしまして一億三百九十七万四千円を計上いたしております。この関係でございますが、まず第一は、最低賃金制の推進でございますが、これに必要な経費といたしまして六千四百二十一万四千円をお願いいたしております。現行の最低賃金推進計画でございますが、この関係につきましては、四十年度と同様の計画で推進することにしたしております。四十年度と四十一年度の五千十三万五千円に對しまして五千四百四十三万三千円を計上いたしております。

特に四十一年度においては最低賃金制の基本的なあり方についての検討をはかることにいたしております。この関係におきましては、最低賃金審議会に特別小委員会を設置する、あるいは最低賃金につきましても基礎調査を実施するということと一千七十七万一千円を計上いたしております。それから、三〇ページにまいりまして、賃金問題の合理的解決への指導援助の経費でございますが、四十一年度におきましては一千九百三十八万一千円をお願いいたしております。おもな内容といたしましては、賃金問題の合理的解決促進のための調査の実施、それから、賃金制度改善のための指導援助、これがおもな内容になっております。それから、家内労働対策の推進に必要な経費でございます。で、経費といたしましては三百二十二万八千円でございます。四十一年度におきましては家内労働調査会を設置するということと、家内労働実態調査を実施する、それから、四十年度に引き続き、行政措置の実施をはかるという、この三つがおもな内容になっております。

それから、次は、社内預金管理適正化指導の推進に必要な経費でございます。百五十五万六千円を計上いたしております。おもな内容は、社内預金管理等につきましても実態調査を実施することと、社内預金管理の適正化指導を実施することとであります。それから、三一ページにまいりまして、労働時間対策の推進、それから、財産形成対策の推進、いずれも昭和四十一年度引き続き、同様の規模をもちまして実施する計画でございます。

次に、三二ページでございます。三二ページの中小企業労働対策の推進に必要な経費でございますが、これはいままで申し上げておりますいろいろな施策を中小企業労働対策としてまとめましたものでございまして、重複をいたします。省略をさせていただきます。重復をいたします。ただ、三七ページをあらためたいと思っております。ただ、労働災害防止対策につきまして、四十一年度は特に強化をして実施をいたしたいということで、三億五千百一十一万八千円を計上いたしております。

一つは労働災害被害者の社会復帰の促進をはかるための諸施策でございます。これは社会復帰資金を労働災害被害者が社会復帰をいたしたときに貸与しようという計画でございます。それから、身体障害者雇用促進融資の中にも特別のワケを設けて、労働者の社会復帰の促進をはかることに計画をいたしております。それから、労働リハビリテーション作業施設の設置をいたしたいということで一億三千九百二十万二千円を計上いたしております。それから、脊損住宅療養施設を新設することにしたしまして、四十一年度はとりあえず土地購入費といたしまして八千五百五十万五千円を計上いたしております。それから、職業回復指導施設の増設をするという一億一千五百九十九万六千円をお願いいたしております。

次に、三九ページにまいりまして、合理的労使関係の樹立に必要な経費でございます。総額といたしまして三億六千四百四十四万四千円をお願いいたしております。三つの項目に分かれてお

るわけでございまして、四十一年度は六千三百四十七万七千円を計上いたしております。それから、なほ、四十年度に引き続き、有害環境の改善指導、これは二七ページでございますが、有害環境の改善指導、それから、特殊技能者検定及び講習の実施等をはかつてまいりたいということ考えております。なほ、四十一年度におきまして、労働基準監督官及び安全衛生専門官等の増員をはかりまして災害防止監督の万全を期したいというところでございます。労働基準監督官につきましては十名、安全衛生専門官につきましては二十名の増員をお願いいたしております。

それから、二八ページにまいりまして、労働災害防止に関する啓蒙、教育指導の強化と自主的労働災害防止活動の推進対策でございます。この関係では四億七千九百八十八万五千円をお願いいたしております。おもな施策でございますが、その一つは労働防止会館の建設でございます。これは四十一年度から三年計画をもって建設しようとするものであります。会館の規模といたしましては、総工費八億六千五百九十九万五千円でございます。四十一年度におきましては、さしあたり土地の調査、くい打ちの経費を計上いたしております。

補助、これは昨年と同様、四億一千万円を計上いたしております。それから、次に、中小企業の労働災害防止対策でございます。この関係の経費といたしましては六千二百八十一万九千円をお願いいたしております。特に四十一年度におきましては、安全衛生施設融資制度を創設する手はすなわち、安全衛生施設に書いてございますように、中小企業及び国民金融公庫からの低利融資をはかるということが一つと、それから、もう一つは、一般金融機関からの融資に伴う信用保証料の補てんを行なつていくという二つの内容になっております。

次は、労働防止指導員制度、巡回健康診断の拡充、その他安全衛生管理水準の向上につきましては、昨年に引き続き、充実強化をしてまいりたいというところでございまして、特に労働防止指導員につきましては、四十年度の三千人を、四十一年度四千人に増員をいたしたいと考えてござい

りまして、一つは、日本労働協会に対する助成でございまして、四十年五千万円に對しまして、四十一年度は一千万円を増額いたしまして六千万円ということにいたしております。これは日本労働協会の行なう事業の円滑な運営をはかるための経費でございまして、第二は、中小企業の労働管理、労使関係近代化を促進いたしますための経費でございまして、二億八千八百三十二万五千円をお願いいたしております。一つは、中小企業集団による自主的労働管理の改善に必要な経費でございまして、昭和四十年におきましては四百集団に對しまして、その自主的な労働管理の改善を促進いたしますために助成をいたしてまいつた次第でございしますが、四十一年度におきましては百集団をふやして、五百集団の中小企業集団の労働管理の近代化の推進の助成をしてまいる計画でございまして、それから、四〇ページにまいりまして、労使関係の安定促進のための経費でございまして、五千三百三十一万九千円をお願いいたしております。この経費によりまして、労使及び労働争議に關する情勢的確な把握と適切な対策を推進いたしたいとして、労使関係の安定を促進いたしたいというところからきています。

次に四一ページにまいりまして、婦人年少労働者対策の推進に必要な経費でございます。総額といたしましては三億二千七百五万一千円となっております。四つの項目に分かれておりますが、一つは、婦人労働力有効活用対策の推進に必要な経費でございます。合計いたしまして一億八千八百九十四万四千円を計上いたしております。内訳でございますが、一つの施策は婦人労働力有効活用対策の推進でございます。四百九十一万五千円でございます。これは婦人の働き先といたしましての専門的な、技術的な職業を調査いたしまして、これに対します就職に対しましての啓蒙指導を実施するというのが一つでございます。それから、もう一つは、家庭責任を持つ婦人の雇用及び生活に関する調査の実施という二つからなっている次第であります。次は中高年齢婦人の

職業援護対策推進でございます。これは四十年
度に引き続きまして、同様の規模で実施するもので
ございまして、総額は一億二千八百二十九万二千
円でございます。次に、四二ページにまいりまし
て、内職対策の推進に必要な経費でございます。
六千五百七十三万七千円を計上いたしております。
この経費は、一つは、内職相談施設を拡充し
ようとするものでございまして、設置個所につき
ましては、四十年度の三十九カ所に対しまして、
二カ所をふやしまして、四十一カ所分の運営費の
補助でございます。その次は内職工資適正化対策
の推進に必要な経費でございます。百八十九万
円を計上いたしまして、内職工資の適正化基準を
作成いたしますとともに、内職工資適正化の指導
を実施する計画でございます。

次は、婦人及び年少労働者保護福祉対策の推進に必要な経費でございます。一億八百十一万六千円を計上いたしております。おもな施策といたしましては、まず第一が、年少労働者職場適応対策の推進でございます。また、産業カウンセリングの普及と導入を実施するために二百八十九万七千円をお願いしている次第でございます。次は、婦人、年少労働者福祉対策の推進といたしまして、まず、勤労青少年ホーム及び「働く婦人の家」につきましては、四十年度は勤労青少年ホーム、補助金として十力所を設けることといたしまして、補助金の額を増大しては八千八百万円を計上いたしている次第でございます。それから、年少労働者福祉員制度の充実をいたしたいということで四百二万三千円をお願いいたしております。これら合わせてまして、合計は一億五百二十一万九千円を計上いたしております。

それから、四四ページにまいりまして、農村における出かせぎ家庭対策の推進でございます。これは先ほど申し上げたところでございますが、婦人少年室の系統におきますところの出かせぎ業務

者対策でございます。一つは、婦人少年室協助員を通じて、出かせぎ労働者の留守家族の対策を推進することが一つ。それから、地方農村婦人問題協議会議の開催をはかっていくことの二つでございます。合わせて六百五十二万五千円となっております。それから、婦人の地位向上対策の推進でございますが、この関係の経費といたしましては千三百四十六万六千円を計上いたしておる次第でございます。おもな内訳は、婦人の地位に関する国内委員会を開催するための経費、それから、婦人週間の実施、それから、勤労者家庭生活向上対策の推進、ホームヘルプ制度の推進等々と相なっております。

次に四五ページにまいりまして、国際労働行政の充実強化に必要な経費でございます。要求額の総額は二億六千八百八十四万八千円でございます。このおもな内容は、四五ページの最後のほうに書いてございます国際労働機関の分担金と拠出金でございます。これが一億六千九百十二万五千円と相なっております次第でございます。なお、四十一年度におきましてはバリのOECDの代表部にレーバー・アダッシュを増設するというところで、この関係は外務省所管に計上されております次第でございます。

次に四六ページでございます。これは一般行政事務費等に必要な経費でございますして、百七十億九千十八万六千円となっております。内訳は、ここに書いておりますように、労働者災害補償保険費、政府職員等失業者退職手当、人件費及び事務費、それぞれの機関に計上されておる額でございますして、合わせまして百七十億九千十八万六千円を計上しておる次第でございます。

以上が一般会計のおもな内容でございますが、次に、特別会計にまいりまして、四八ページ、労災保険特別会計をまず最初に御説明申し上げたいと思います。

労災保険の特別会計は、歳入は、最初に申し上げましたとおり、千百七十八億九千九百三十二万七千円となっております。このおもなものは、保

險料収入の七百五十四億九千七百八万四千円でございます。歳出のほうにまいりまして、歳出は同じく千七百七十八億九千九百三十二万七千円となっておりますが、おもなものは保険金の六百十三億五千四百四十四万七千円でございます。業務取り扱い費でございますが、これは四十年年度の四十四億七千九万四千円に對しまして、四十一年度は五十億一千五百四十万五千円を計上してお願ひいたしております。庁舎等新営費、公務員宿舍施設費、それぞれ昨年より若干増額をいたしまして計上いたしておる次第でございます。保険施設費につきましては、先ほど申し上げましたように、脊損者等の福祉施設のほかに、五〇ページに書いておりますように、外科後処置診療委託費、廃疾用器具等支給費、廃疾保養委託費、労働災害防止対策費、労働災害防止対策費補助金、それから、労働福祉事業団交付金、身体障害者職業訓練所施設費、そのほか合わせまして十五億五千八百二十六万三千円を計上いたしておる次第でございます。それから五〇ページの終わりのほうに労働福祉事業団の出資金といたしまして二十九億九百八十五万四千円を計上いたしております。この関係の経費では、労災病院の建設、それから、機械器具等の整備費、これが二十三億四千七百七十五万八千円でございます。それから、先ほど申し上げましたように、脊損者等に対します福祉施設関係の経費となっておりませんが、これは重複をいたしますので省略をいたしたいと思ひます。

以上、歳出は千七百七十八億九千九百三十二万七千円となっております。

次に、五三ページにまいりまして、失業保険の特別会計でございます。歳入は、先ほど申し上げましたように、千八百三億四千九百四十八万円でございますが、このおもなものは保険料収入でございます。まして、千三百二十三億五千四百万円を計上いたしておる次第でございます。五四ページにまいりまして、歳出でございますが、歳出の総額は歳入と同額でございます。おもなものは保険給付費でございます。千四百四億二千二百万円を計上

いたしておる次第でございます。それから、保険施設費でございますが、これは総額をいたしまして四十億五千九百七十八万八千円になっております。その内訳をいたしまして、まず、雇用促進事業交付金が三十二億三千万円でございます。それから、五五ベージにまわしまして、職業転換給付費一億五千三百三十三万二千円、職業訓練施設費補助金が三億八千七百五十六万六千円、職業適応訓練費が一億五千九百七十七万七千円、就職指導手当差金九百七十八万四千円、それから、そのほか雇用促進事務費等を計上いたしておる次第でございます。それから、雇用促進事業団出資金でございます。出資金をいたしましては、総額が百三十七億二千六百九十九万七千円と相なっております。この中身につきましては先ほど説明をいたしておりますので、省略をさせていただきますと思います。

それから、五七ページでございます。これは業務取扱い費等の諸経費でございます。これはそれ前年度から若干増額をいたしまして計上をいたしておる次第でございます。

以上で歳出合計は千八百三億四千九百四十八万に相なっております。一般会計、特別会計合わせまして主要事項の御説明を終了させていただきますと存じます。

○委員長(阿部竹松君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(阿部竹松君) 速記を起して。

労働行政の基本方針に関する件並びに昭和四十一年度労働関係予算に関する件に關し御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 いまの会計課長にお願いしておきたいのですが、質問はきょうはいたしません。が、失業保険の財政と会計状況を詳しくひとつ資料で出していただきたい。もう少しくだいて言いますと、ここに収入と支出とあるわけです。積み立て金がどういう運営をされているか。要するに資金運用部資金に入って、それでその金の操作

は、失業保険金というのは双方から出して積み立てているわけですから、長期な複利は無理でしょうけれども、複利運営がされておると私は思うのです。だから、その複利運営から出てくる財政上の経過はどうなっているのか、今年、一つの紙にまとめて、そしてどういふ内容のものにその失業保険の金を使っているか。聞くところによると、積み立て金の利子は一般会計に繰り入れるように、要するに行政費にのみ使っているというような話であります。思想として失業防止という概念がなければそれも理解ができるでしょうけれども、そうはいかない面があると思うのです。国の一般会計から支出して行政に使う、これが第一のたてまえ、労使が積み立てている、失業がないから金がたまるといふから、その利子を一般会計並みに処理してしまふということになれば、複利的な失業保険経済の運営上、少し行政との関係でむずかしい問題が出てくるのではないかと、だから、そういう経過を過去五年くらいさかのぼって今日までのやつを、基金の使い方、それから複利勘定、それから、今日全体の中でたくさん失業保険会計から金を出しているが、どういふ趣旨でそれを出しているか、一本にまとめて書類をつくってください。それだけです。

○政府委員(辻英雄君) 御趣旨のような資料を作製いたしました。提出させていただきますと思っております。

○委員長(阿部竹松君) 他に御発言もなければ、本件に関する調査は、本日はこの程度にとどめておきます。

今回の委員会は三月二十二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中高年齢者雇用促進法案(衆)

中高年齢者雇用促進法案
中高年齢者雇用促進法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 雇用調査等(第三条・第五条)
- 第三章 雇用義務(第六条・第十条)
- 第四章 諮問機関(第十一条)
- 第五章 雑則(第十二条・第十三条)

附則 第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、中高年齢者である失業者が適当な職業に就くことを促進することによつて、その職業及び生活の安定を図るとともに、これらの者を経済の興隆に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中高年齢者」とは、三十五歳以上の者をいう。

2 この法律で「従業員」とは、国、地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社その他これらに類する政令で定める団体(以下「国その他の公的団体」という。)の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員その他政令で定める職員以外のもの及び国その他の公的団体以外の者に常時雇用される労働者をいう。

3 この法律で「中高年齢者雇用割合」とは、各雇用主(国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関とする。第十三条において同じ。)について、当該従業員の総数に対する当該従業員のうちの中高年齢者である従業員の数の割合をいう。

第二章 雇用調査等
(雇用調査)

第三条 政府は、中高年齢者である失業者の就職の促進に資するため、毎年定期的に、中高年齢者の雇用及び失業の状態その他必要な事項につ

いて調査しなければならない。

(雇用主に対する指導)

第四条 労働大臣は、中高年齢者である労働者の雇用方法を改善し、及び中高年齢者を次条の規定により選定した職業に就かせることによつて生産の能率を向上させることについて、雇用主(国又は地方公共団体にあつては、政令で定める機関ごと)にその任命権者とする。第六条及び第十三条を除き、以下同じ。を指導することができる。

(選定の選定等)

第五条 労働大臣は、中高年齢者に適する職業を選定するとともに、中高年齢者に適当な労働条件及び作業設備その他中高年齢者の職業の安定に關し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備を行なわなければならない。

第三章 雇用義務

(法定基準)

第六条 次の各号に規定する割合をもつて中高年齢者雇用割合の基準(以下「法定基準」という。)とする。

一 国その他の公的団体については、百分の四十から百分の六十五までの範囲内で政令で定める割合

二 国その他の公的団体以外の雇用主(政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者を除く。)であつて、資本金の額若しくは出資の総額が五千万円をこえる法人又は常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては、五十人)をこえる法人若しくは個人であるものについては、百分の二十五から百分の四十までの範囲内で政令で定める割合

三 前二号に掲げる者以外の雇用主については、百分の十五から百分の三十五までの範囲内で政令で定める割合

(新規雇用義務)

第七条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準に達していない場合において、新たに従業員

を雇用するに当たつては、その新たに雇用する従業員の総数のうちの中高年齢者の数を、当該総数に、法定基準に百分の十を加えた割合を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上にしなければならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかつた場合その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

（雇用割合の維持義務）

第八条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準以下である場合において、従業員の解雇その他の異動を行なうに当たつては、当該中高年齢者雇用割合を当該解雇その他の異動により低下させてはならない。ただし、従業員の死亡、従業員の責に帰すべき事由又は従業員の都合による離職又は転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

第九条 雇用主は、中高年齢者雇用割合が法定基準をこえている場合において、従業員の新たな雇用又は解雇その他の異動を行なうに当たつては、当該雇用又は当該解雇その他の異動を行なつた後における中高年齢者雇用割合を法定基準より低下させてはならない。ただし、中高年齢者の求職者がなかつた場合又は従業員の死亡、従業員の責に帰すべき事由若しくは従業員の都合による離職若しくは転職その他やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

（雇用に関する国等の計画の作成義務等）

第十条 第六条第一号の雇用主は、従業員の雇用について、当該機関の中高年齢者雇用割合が法定基準に達していないときは、中高年齢者である従業員の数が法定基準以上となるようにするため、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の雇用主は、政令の定めるところにより、同項の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）に通報しなければならない。

8 労働大臣は、特に必要があると認めたととき

は、第一項の計画を作成した雇用主に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

第四章 諮問機関

（諮問機関）

第十一条 労働大臣は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第二十六条第二項及び第二十七条第三項に規定する事項のほか、中高年齢者の雇用の促進に関する重要事項については、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聞いて決定しなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、中高年齢者の雇用の促進に関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

3 中央職業安定審議会に、政令の定めるところにより、中高年齢者の雇用の促進について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置く。

第五章 雑則

（報告の請求）

第十二条 労働大臣は、必要があると認めるときは、労働省令の定めるところにより、雇用主から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告をさせることができる。

（適用除外）

第十三条 この法律は、防衛庁、警察庁、海上保安庁その他政令で定める雇用主については、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（職業安定法の一部改正）

2 職業安定法の一部を次のように改正する。

第二十二條中「身体に障害のある者」の下に「中高年齢者」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

3 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十八號の四の次に次の二號を加える。

三十八の五 中高年齢者雇用促進法（昭和四十一年法律第 号）に基づいて、中高年齢者の雇用に関する計画の実施について必要な勧告をすること。

三十八の六 中高年齢者を雇用する者から、当該中高年齢者雇用割合又は中高年齢者の雇用若しくは離職の状況、賃金その他の労働条件等中高年齢者の職業の安定に関し必要な報告を求めること。

第十條第一項第八号中「及び港灣労働法（第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。）を」と、港灣労働法（第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。）及び中高年齢者雇用促進法に改める。

第十三條第一項の表の中央職業安定審議会の項中「及び港灣労働法」を「港灣労働法及び中高年齢者雇用促進法」に改める。

（制度の検討）

4 政府は、この法律の施行後三年を経過した日において、中高年齢者で安定した職業に就くことができなかったものが引き続き相当数あるときは、すみやかに、移住資金又は雇用奨励金の支給、宿舎の貸与、職業訓練の拡充その他中高年齢者の職業及び生活の安定を促進するために必要な措置を講ずる法律案を国会に提出しなければならない。

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立岐阜療養所災害補償等に関する請願（第七二〇号）

一、部落解放に関する請願（第七七九号）

第七二〇号 昭和四十一年二月四日受理

国立岐阜療養所災害補償等に関する請願
請願者 岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養所患者自治会内 長縄哲男外五百九十名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四七一号と同じである。

第七七九号 昭和四十一年二月十日受理
部落解放に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市末広町 中川泰栄外二百七十三名
紹介議員 奥村 悦造君

同和对策審議会の答申を明治の解放令のように空文化することなく、真に部落解放の行政政策を樹立し、これをすみやかに実施して部落解放を実現されたい。

理由

一、全国六千部落、三百万人の部落民は、明治四十年に公布された解放令が空文であつたため、百年後の今日なお差別され、貧乏に苦しめられて

二、これは、わが国の政治行政が一部の支配者の利益のため、差別を温存助長し、人民分業支配の手段として利用し、侵害されている市民の権利を保障しなかつた結果であつて、その責任はすべて国が負わなければならない。

三、同和对策審議会答申の内容、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等、総合的同和对策の完全実施は国の責務である。

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案

第七條第四項中「前項各号のいづれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後」を「昭和二十年九月二日以後引き続き海外にある

「程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該

日」という。)又は引き続く準軍属たるの期間

の父若しくは母」を、入夫婚姻による妻の父若

しくは母又は前条第三項に規定する者に改め、同項第五号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母」を、「入夫婚姻による妻の父及び母並びに前条第三項に規定する者」に改め、同条第三項中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」を、「入夫婚姻による妻の父若しくは母又は前条第三項に規定する者」に改め、同条第四項中「入夫婚姻による妻の父若しくは母」を、「前条第三項に規定する者」を加える。

第二十六條第四項中「四万六千円」を「六万四千四百円」に改める。

第二十九條第二号中「第三十一條第二号」を「第三十一條第一号第二号」に、「又は第五号から第七号までの一」を、「第五号又は第七号のいずれかに改め、同条第三号中「権利が消滅する日」を「権利が消滅する日。次号において規定する準軍属又は準軍属であつた者の遺族が同項第一号、第二号又は第四号に規定する条件に該当するに至る日について同じ。」に、「第三十一條第二号を「第三十一條第一号第二号」に、「又は第五号から第七号までの一」を、「第五号又は第七号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の配偶者、子又は孫であつて、死亡した者の死亡の日以後、軍人軍属若しくは準軍属であつた者の遺族については昭和二十七年三月三十一日以前、準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族については昭和三十三年十二月三十一日以前又は第二十五條第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する条件に該当するに至る日前に、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外

の者の養子となつたもの
第二十九條に次の一項を加える。
2 前項第四号に規定する配偶者、子又は孫のうち、第二十四條第三項各号に掲げる者（同

項ただし書の規定に該当する者に限る。）であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたときと議決したものの養子となつた者について、当該縁組に關しては、前項の規定を適用しない。

第三十一條第四号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母」を、「入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四條第三項に規定する者」に改め、同条第五号中「又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外」の者の養子となつたとき」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 配偶者、子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び同条第三項各号に掲げる者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）並びに死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の養子となつたとき。

第三十一條第七号中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が」を、「入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四條第三項に規定する者について、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、死亡した者の配偶者、子又は孫が第二十四條第三項各号に掲げる者（同項の規定により遺族年金を受けるべき範圍の遺族とみなされた者を除く。）の養子となつたとき（前項第六号に該当するときを除く。）は、その者の遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を失わせることができる。この場合においては、あらかじめ、援護審査会の意見をきかなければならない。

第三十五條第二項中「第二十四條第二項」を「第二十四條第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第三項中「第一項」

とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。
第三十六條第一項に次の一号を加える。
十三 前条第二項において準用する第二十四條第三項の規定により遺族とみなされた者第三十八條第二号中「第三十一條第二号」を「第三十一條第一号第二号」に改める。

第三十九條の三第二項中「第二十四條第二項」を「第二十四條第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。
第三十九條の四第一項中「入夫婚姻による妻の父母」の下に、「前条第二項において準用する第二十四條第三項の規定により遺族とみなされた者」を加える。

第三十九條の六第一項中「第三十九條の三第一項」を「第三十九條の三に、「第三十一條第二号、第三号及び第五号から第七号までの一、次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三十一條第一号第二号、第三号、第五号又は第七号のいずれかに該当したとき。

二 配偶者、子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を

附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。
6 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。）、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十一條の規定により遺族年金又は遺族給付金の支給を受ける権利を失つた者は、遺族年金又は遺族給付金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者
二 養子となつた日以後この法律の施行前に第三十一條第二号から第四号までのいずれかに該当した者
三 前号の期間内に婚姻（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情に入つてると認められる場合を含む。）したことにより第三十一條第五号に該当した者
四 第二号の期間内にさらに養子となつたことにより第三十一條第五号又は第六号に該当した者

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）
第四条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一項を加える。
（国債の償還金の返還の免除）
第十一條の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の妻に第四條第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ていた当該国債の償還金は、国庫に返還させ

ないことができる。

2 前項に規定する場合において、第四條第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第六号中「又は第五條」を「若しくは第五條」に、「又は総動員業務」を「若しくは総動員業務」に改め、「協力者」の下に「又は総動員業務の協力者と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中国(もとの関東州及び台湾を除く。)において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第十九條第一項中「六千円」を「八千四百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用)

第十三條 この法律による遺族援護法第二條第一項第一号及び第四條第二項並びに法律第七十七號第二條第一項の規定の改正並びに附則第三條第一項の規定により、昭和二十七年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であつたことにより、遺族援護法第二十三條第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第二十項に規定する

遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者並びに附則第六條第二項及び第三項に規定する扶助料を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の

の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限り。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表中

昭和四十一年七月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年八月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年九月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十一月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十二月分	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円

第二項の表中

昭和四十一年一月分

附則第四條第一項の表中

昭和四十一年七月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年八月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年九月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十一月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円
昭和四十一年十二月分	三万五千五百円	四万七千五百円	四万七千五百円

第二項の表中

昭和四十一年一月分

附則第五條第一項の表中

昭和四十一年七月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年八月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年九月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十一月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十一年十二月分	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円

第二項の表中

昭和四十一年一月分

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第八條 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「この項において」を「この項及び次条において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二條の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第二項各号の一に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子がなかつたとき(当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときを含む)は、遺族援護法第二十四條第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一條第五号に規定する兄弟姉妹(死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る)で、同日において次の各号に該当しなかつたもの(同日から昭和四十一年三月三十一日までの間に死亡した者を除く)のうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

- 一 日本の国籍を有していない者
- 二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者
- 三 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつてゐる者
- 四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない法律上の婚姻を除く)し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないが、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していなない者

第二條の三 戦没者等の遺族が昭和四十年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとし

たならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(国債の償還金の返還の免除)

第十三条の二 死亡したものと認定されていた者が生存していることが判明した場合において、その者の遺族と認定されていた者に第五条第一項に規定する国債の償還金が支払われているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支払われていた当該国債の償還金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、第五条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く)、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、昭和四十一年四月一日から、その他の規定は、同年十月一日から施行する。

(遺族援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第一号、第七号、第二十四条、第三十五条及び第三十九条の三の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第二十三条第一項第三号		
第二十五条第一項		
第三十条第一項		
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項		
第三十八条第三号		
第七条第一項及び第二項	同日	昭和四十一年十月一日
第三十九条の六第二項		
第七条第三項及び第四項		
第十三条第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十三条第二項第三号		
第二十五条第三項		
第十一条第三号		
第二十九条第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第十三条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十一年十月
第三十条第一項	同月一日	昭和四十一年十月一日
第十三条第二項	昭和三十三年一月	昭和四十一年十月
第三十条第三項		
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和四十一年十月二日
第三十六条第二項		
第三十八条第三号	昭和三十三年一月二日	昭和四十一年十月二日
第二十五条第三項		
第二十九条第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第三十六条第一項第一号		
第三十八条第二号		
第三十条第三項	同年同月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六条第一項第二号	同年四月二日	昭和四十一年十月二日
第三十九条の四第二項	昭和三十三年十月	昭和四十一年十月
第三十九条の六	昭和三十三年十月一日	昭和四十一年十月一日

第三条 この法律による改正前の遺族援護法第七條第一項各号又は第三項各号に規定する日が昭和四十一年十月一日前であつた者に係る不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、なお従前の例による。

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。))、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。)の額を算出する場合においては、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「六万四千四百円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替へるものとする。

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年十月分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年十一月分	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十一年十二月分	六十歳未満	六十歳以上

第五条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行の日(死亡した者の死亡の日が同日以後であるときは、その死亡の日。以下同じ。))以後婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。以下同じ。))したことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかった者(旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の夫又は妻を除くものとし、この法律による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない

い者を含む。であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号に該当した者

二 前号の期間内に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者（当該婚姻の相手方の直系尊属の養子となつた者を除く。）

三 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻した者

四 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法（大正十二年法律第四十八号）その他の法令（条例を含む。以下同じ。）により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

2 前項第二号に該当する配偶者のうち、この法律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号に掲げる者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）であつて、援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと議決したものの養子となつた者については、当該縁組に関しては、前項ただし書の規定を適用しない。

第六条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めたことにより、遺族援護法第二十九条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができなかった者（旧恩給法の特例に関する件第一条に規定する内閣総理大臣の定める者に該当した軍人軍属又

は軍人軍属であつた者の父、母、祖父及び祖母にあつては死亡した者の死亡の当時その者と同一戸籍内にあつたものを除くものとし、この法律による同法第二条第三項第一号の規定の改正により遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず受けることができない者を含む。）であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

2 この法律による遺族援護法第二十四条の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることとなるべきにかかわらず、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻により氏を改めたことにより同法第二十九条の規定により当該遺族年金又は遺族給与金の支給を受けることができない者であつて、同法の施行の日の前日において当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者には、適用しない。

一 婚姻した日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号又は第四号に該当した者

二 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに婚姻により氏を改めた者

三 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者

第七条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者、子及び孫のうち、昭和四十一年十月一日前にこの法

律による改正後の遺族援護法第二十四条第三項各号のいずれかに該当する者（同項ただし書の規定に該当する者に限る。）の養子となつたことにより、この法律による改正前の同法第三十一条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける権利を失つた者であつて、その者の養親となつた者につき死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと援護審査会が議決したものは、遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

一 当該軍人又は軍人であつた者が公務上の負傷又は疾病により死亡したことによる扶助料を受ける資格を有する者

二 養子となつた日以後昭和四十一年十月一日前にこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第二号から第四号までのいずれかに該当した者

三 前号の期間内に婚姻したことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者

四 第二号の期間内にさらに養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号又は第六号に該当した者

第八条 遺族援護法第三十九条の二第一項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻した者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻した者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族たることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に関しては、遺族援護

法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

2 遺族援護法第三十九条の二第二項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の当時における父、母、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母のうち、旧恩給法の特例に関する件の施行の日以後婚姻によりその氏を改めた者であつて、同法の施行の日の前日までに当該婚姻の相手方が死亡し、同日において当該婚姻前の氏に復してゐた者その他同日において離婚による婚姻の解消をしてゐた者と同視すべきものと援護審査会が議決したものは（当該婚姻の相手方が死亡した後にさらに婚姻により氏を改めた者及び昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法その他の法令により支給される年金たる給付を受ける権利を有している者を除く。）については、当該婚姻に関しては、遺族援護法第三十九条の六第一項の規定を適用しない。

3 前二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十月一日前に死亡した者の死亡に關し、遺族一時金の支給を受ける権利を有する者がある場合における遺族一時金の支給については、なお従前の例による。

第九条 前四条の規定により遺族年金、遺族給与金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

第十条 この法律による遺族援護法第二十四条及び第三十五条の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同条第四項中「昭和三十一年一月」とあるのは「昭和四十一年十月」と、「昭和三十一年一月一日」とあるのは「昭和四十一年十月一日」と読み替へるものとする。

第十一条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正並びに附則第五条及び附

則第七條の規定により、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことによる同法第二十三條第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）附則第二十項に規定する遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用については、同法第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日以前である場合に限る。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

第十二條 この法律による遺族援護法第二條第三項第一号の規定の改正により同法第七條に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第 号）第二條の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同法第三号の給付を受けていた者とみなす。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十四條 この法律による改正後の戦傷病者戦没

者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十四号）附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給付金を受けを権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二條の規定を準用する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十五條 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百五十九号）の改正により戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第四條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

（戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置）
第十六條 昭和四十一年三月三十一日までに支給事由が生じた葬祭料の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置）
第十七條 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五條第二項に規定する国債の発行の日、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案
（この法律の趣旨）
第一条 この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

（定義）
第三条 昭和三十八年四月一日において戦傷病者

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつたことを事由として、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けていた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当したものを含む。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）以下「遺族援護法」という。第二條第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六條に規定する増加恩給

二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十九條の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六條に規定する増加恩給

三 遺族援護法第七條の規定により支給される障害年金
四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三條の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

五 遺族援護法第二條第一項第二号に規定する者で同法第三條第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により不具廃疾となつたものに対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三條の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三條第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）
第三条 昭和三十八年四月一日において戦傷病者

等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者
二 前号の期間内に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終つた者、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されてないものを除く。）

四 当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つてゐると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父、母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者、特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

2 特別給付金の額及び記名国債の交付
第四条 特別給付金の額は、十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
4 第二項の規定により発行する国債について

は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大藏省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)

第五條 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の規定は、全員に対してしたものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第六條 特別給付金を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中断)

第七條 特別給付金に關する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第八條 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第九條 特別給付金を受ける権利及び第四條第一

項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十條 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に關する書類及び第四條第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十一條 第四條第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第十二條 この法律により厚生大臣に關する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第十三條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行

する。

(特別給付金の支給の特例)

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)による遺族援護法第二條及び第四條第四項の規定の改正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十九号)による遺族援護法第二條第一項第一号及び第四條第二項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかつたことによる同法第七條に規定する障害年金を受けるに至つた者は、第二條の規定の適用について、昭和三十八年四月一日において同法第三號の給付を受けていた者とみなす。

(国債の発行の日)

3 第四條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十三號の四の次に次の一号を加える。

六十三の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第 号)の定めるところにより、特別給付金を受け

る権利を規定すること。

第十四條の三第四號の四の次に次の一号を加える。

四の五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、老後の生活完全保障のための年金制度の根本的改革に關する請願(第八〇〇号)

第八〇〇号 昭和四十一年二月十四日受理

老後の生活完全保障のための年金制度の根本的改革に關する請願

請願者 山口県守部市松浜町一ノ二三 安

田道外六百九十二名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第九四号と同じである。

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、性病予防法の一部を改正する法律案

一、最低賃金法の一部を改正する法律案(兼)

性病予防法の一部を改正する法律案

性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者」を削り、「二十四時間」を「一月」に改め、同条に次の一項を加える。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に

対し、その旨を告げなければならない。

第七條を次のように改める。

第七條 医師は、性病にかかっていると診断した患者又はその診療している患者が、前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の診療を受けている旨の証明書を提出しない

でその治療を受けないときは、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨並びに患者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、患者に病毒をうつしたと認められる者がさらに多数の者に病毒をうつすおそれのある者であるときは、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、文書をもつて、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第八條中「あらかじめ」の下に、「すんで梅毒血清反応についての医師の検査を受けるとともに」を加える。

第十條中「第六條」を「第七條」に、「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十二條中「まん延」を「まん延」に改め、「厚生大臣の承認を受け」を削る。

第二十四條第一項中「第六條、第七條第一項、第十條」を「第六條第一項、第七條、第十條、第十一條」に、「基き」を「基づく」に改め、同條第二項中「第十五條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「但し、第十一條又は」を「ただし」に改め、同條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 前項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合

二 前項の規定により読み替えられる第十五條第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第二十四條第四項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 第一項の規定により読み替えられる第十條の規定により、市長が、医師の健康診断を受けるべきことを命じた場合

二 第一項の規定により読み替えられる第十一條の規定により、市長が、医師の健康診断を受けるべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせた場合

三 第二項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合

四 第二項の規定により読み替えられる第十五條第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第二十五條第二項中「都道府県知事」の下に「又は前項の市の長」を加える。

められる者についての」に、「六ヶ月」を「六月」に改める。

第三十二條各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「第六條」を「第六條第一項」に、「第七條第一項」を「第七條」に改め、同條第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和四十一年十月一日から施行し、同日以後に行なわれる梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用について適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第八條の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九條の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとする。

最低賃金法の一部を改正する法律案

最低賃金法の一部を改正する法律

最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「事業若しくは」を「産業、事業若しくは」に改める。

第三條中「類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力」を「及び類似の労働者の賃金」に改める。

第九條から第十六條までを次のように改める。

第九條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む)の大部分の合意による申請があつたときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の議決を経て、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ、

含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む)の大部分の合意による申請があつたときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の議決を経て、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ、

第十條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定(使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。)が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該業者間協定における賃金の最低額に関する定めが適当であると認めた場合に限る、その定めに基づき、その申請の際の当事者である使用者(当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む)及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができ、

第十一條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

第十二條 第九條又は前条第三項に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができ、

第十三條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

第十四條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第九條又は前条第三項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第十五條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができ、

第十六條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

会が当該最低賃金が適当であると認めた場合に限り、これらの最低賃金に基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ、

第十七條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

第十八條 第九條又は前条第三項に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができ、

第十九條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

第二十條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第九條又は前条第三項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第二十一條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は前条第三項の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができ、

第二十二條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

第二十三條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

第二十四條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九條又は第十條の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

(最低賃金審議会の勧告に基づく最低賃金)

第十二条 最低賃金審議会は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため最低賃金の決定又は改正をすることが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低賃金の決定又は改正について勧告をすることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による勧告を受けたときは、その意見を尊重して、すみやかに最低賃金の決定又は改正その他の必要な措置をとらなければならない。
(中央最低賃金審議会の勧告に基づく全国統一最低賃金)

第十三条 中央最低賃金審議会は、毎年四月に、全国に適用される統一最低賃金の決定又は改正をすることが可能かつ適当であると認める一定の産業、事業又は職業について、労働大臣に対し、その額を明示して、最低賃金の決定又は改正を行なうべき旨の勧告をしなければならない。
2 前条第二項の規定は、労働大臣が前項の規定による勧告を受けた場合について準用する。

(職権による最低賃金の改正等)

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十二条又は前条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることが出来る。

(労働者の請求による調査)

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域の労働者がその百人以上の合意により当該産業、事業、職業又は地域について最低賃金の決定のための調査をすべきことを請求したときは、当該請求に係る産業、事業、職業又は地域の労働者の全部及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金を決定することが適当であるかどうかを調査しなければならない。

(職権により決定する最低賃金)

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、前条の規定による調査の結果必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、最低賃金の決定をすることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の規定の例により、その改正又は廃止の決定をすることが出来る。
(再審議の請求)

第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十条第一項若しくは第三項、第十四条若しくは前条又は第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による最低賃金審議会の議決又は勧告がなされた場合において、その議決又は勧告により難い認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めることが出来る。

第十七条第二項中「第十条、第十一条及び前条第一項」を「第九条、第十条第三項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第一項」に改める。

第十八条中「第九条第一項、第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条第一項若しくは第三項」に、「業者間協定又は労働協約」を「労働協約又は業者間協定」に改める。

(職権により決定する最低工賃)

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、当該家内労働者及びこれに係る委託者に適用する最低工賃の決定をすることが出来る。
(最低賃金審議会の勧告に基づく最低工賃)

第二十條の二 最低賃金審議会は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため最低工賃を決定することが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低工賃の決定について勧告をすることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の勧告を受けたときは、その勧告を尊重して、すみやかに最低工賃の決定その他の必要な措置をとらなければならない。
(最低工賃の改正等)

第二十條の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第二十條又は前条第二項の規定による最低工賃について、これらの最低工賃の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第二項の規定による最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低工賃の改正又は廃止の決定をすることが出来る。
(再審議の請求に関する規定の準用)

第二十條の四 第十六條の二の規定は、第二十條、第二十條の二第二項又は前条の規定について準用する。

第二十二條第一項中「当該最低賃金」を「当該家内労働者と同じ又は類似の業務に従事する労働者の賃金水準」に改める。

第二十三條第三項中「第六條」を「第六條及び第七條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七條中「第五條」とあるのは、第二十三條第一項及び第二項と読み替へるものとする。

第二十九條第一項を次のように改める。

労働者を代表する委員は関係労働組合の推薦に基づいて、使用者を代表する委員は関係使用者団体の推薦に基づいて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員

委員の同意を得て、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

第三十一條第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 最低賃金審議会は、次の各号に掲げる場合には、専門部会を置かなければならない。

一 第十条第一項若しくは第三項若しくは第十二条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十條の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

二 第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十條の二第二項の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なおうとするとき。

第三十一條第三項中「専門部会」を「最低賃金に關して置かれる専門部会」に改め、同条第四項中「前項に規定する委員のほか」を「政令で定めるところにより」に改める。

第三十六條第一項中「第九条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十三條、第十四條、第十六條第一項及び第二項並びに第二十條第一項及び第三項」を「第九条、第十二條第一項及び第三項、第十三條の二、第十二條第二項、第十四條、第十五條及び第十六條並びに第二十條、第二十條の二第二項及び第二十條の三」に改め、同条第二項中「不適当となつたと認めるときは、」の下に「あらかじめ中央最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して、」を加え、同条第三項中「第十五條」を「第十六條の二」に改める。

第四十二條第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 船員労働委員会は、次の各号に掲げる場合には、最低賃金専門部会を置かなければならない。

一 第十条第一項若しくは第三項若しくは第十

六条第一項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

二 第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なうとするとき。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第四十二条の二 使用者又は委託者は、労働者又は家内労働者が次の各号に掲げる行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し又はその家内労働者に対する委託関係を打ち切り、その他これらに對して不利益な取扱いをしてはならない。

一 労働者又は家内労働者が第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反したことの申告を行なつたこと。

二 最低賃金審議会若しくは船員労働委員会又は専門部会若しくは最低賃金専門部会が最低賃金の決定について調査審議を行なう場合に、労働者がこれに關与したこと。

三 労働者が第十五条の規定による調査の請求を行なつたこと。

四 最低賃金審議会又は専門部会が最低賃金の決定について調査審議を行なう場合に、労働者又は家内労働者がこれに關与したこと。

五 労働者又は家内労働者が第三十五条の規定による報告をしたこと。

第四十四条中「又は第二十三条第一項を」、第二十三条第一項又は第四十二条の二に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

(経過措置)

第二条 改正前の第九条第一項、第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金は、それぞれ改正後の第十条第一項、第十条第

三項、第九条又は第十六条第一項の規定による最低賃金とみなす。

第三条 この法律施行前になされた改正前の第九條第一項、第十条、第十一條又は第十三條第一項の規定による申請は、それぞれ、改正後の第十條第一項、第十條第三項、第九條又は第十一條の二の規定による申請とみなす。

(労働者設置法の改正)

第四條 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表中中央最低賃金審議会の項中「労働大臣の諮問に應じ」を「最低賃金若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は労働大臣に對して勧告するほか、労働大臣の諮問に應じ」に改める。

第十六條第一項の表地方最低賃金審議会の項中「都道府県労働基準局長の諮問に應じ」を「最低賃金若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は都道府県労働基準局長に對して勧告するほか、都道府県労働基準局長の諮問に應じ」に改める。

(労働組合法の改正)

第五條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第十一條を」第九條に改める。

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に關する法律を廃止する法律案

(衆)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に關する法律を廃止する法律案
電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に關する法律を廃止する法律

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に關する法律(昭和二十八年法律第百七十一号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした争議行為に對する電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に關する法律の適用については、なお従前の例による。

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案
労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十一項中「二年」を「二年」に改め、同條第二十一項中「各七人又は五人」を「各十一人(東京都が設けるものに限り)各九人(大阪府が設けるものに限り)又は各七人若しくは五人に、公益委員の数が七人の地方労働委員会を、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはその中の五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはその中の四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に労働委員会の委員である者の任期については、この法律による改正後の労働組合法第十九條第十一項本文(同條第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の

委員の数は、それぞれ当該地方労働委員会においてこの法律の施行後はじめて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行なわれる日の前日までは、この法律による改正後の労働組合法第十九條第二十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、政府関係機関労働者の労働条件に關する請願(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)

一、環境衛生金融公庫施設に關する請願(第八四二号)

一、国立岐阜療養所災害補償等に關する請願(第八四三号)

一、健康保険改悪反対及び医療保障確立に關する請願(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)(第八五五号)

一、調理師の免許、登録、試験の制度に關する臨時行政調査会並びに地方制度調査会の第二次答申反對に關する請願(第八七三三三)

一、陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国定公園指定に關する請願(第八八八八)

第八二七号 昭和四十一年二月十八日受理

政府関係機関労働者の労働条件に關する請願

請願者 埼玉県草加市東町一 末広正雄外

千名

紹介議員 瀬谷 英行君

国会は、ただちに政府関係機関の運営及び労働条件について実情調査を行ない、政府に對して、労働者の権利回復と政府関係機関の自主運営が確立されるよう、必要な措置をとられたい。

理由

政府は、政府関係機関に對する各省庁の監督権の名のもとに、その自主的發展を阻害し、政府の意

図を押しつけている。また、政府関係機関に働く者の労働条件を、予算規制その他の手段をつかつて一方的に定め、また、憲法に保障されている団体交渉権を踏みにじっている。

第八二八号 昭和四十一年二月十八日受理
政府関係機関労働者の労働条件に関する請願
請願者 茨城県水戸市千波町二、三六五
川崎泰外千名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八二九号 昭和四十一年二月十八日受理
政府関係機関労働者の労働条件に関する請願
請願者 東京都品川区西大井五ノ五ノ六
伊藤早苗外九百名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八四二号 昭和四十一年二月二十一日受理
環境衛生金融公庫設置に関する請願
請願者 愛知県大山市寺下一愛知県旅館環
境衛生同業組合江南支部内 田中
敏正

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一六四号と同じである。

第八四三号 昭和四十一年二月二十一日受理
国立岐阜療養所災害補償等に関する請願
請願者 岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養
所患者自治会内 安保東起雄外九
百八十八名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四七一号と同じである。

第八五一号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大阪市東淀川区宮原町三ノ二六

七 竹内久子外百三十五名

紹介議員 佐野 芳雄君

政府の健康保険制度改悪案に絶対反対である。また、低いところへ地ならしする総合調整にも反対である。

大衆負担によらないで、国家、資本家の負担により医療保障、社会保障の拡充を図り、左記事項を実現するよう強く要求する。

一、本人、家族への十割給付を実現すること。
二、予防、出産等に全面的な給付を実施すること。
三、まともな診療を保障し、医療機関への不当な官僚統制をやめよう。

理由

政府は、今国会において「健康保険」を改悪し、保険料の大幅引上げを三月一日から実施しようとしているが、これは公共料金の値上げ等一連のインフレ政策に苦しむ国民に、さらにいつそうのたえがたい負担を加えるものである。しかも国民は高度経済成長政策の犠牲となり、かこくな合理化攻撃にさらされ、十分な医療を受ける機会を失ったままに放置されている。

第八五二号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市東淀川区東三国町三ノ三
○ 松井豊外百七十七名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五三号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市東淀川区野中南通一ノ五
丸崎三郎外二百十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市東淀川区山口町八一七ノ
四 小田政友外二百二十三名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五五号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市東淀川区三津屋南通五ノ
九 谷口熊吾外二百七十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五六号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
（三通）
請願者 大防市東淀川区西中島町一ノ一三
一 押川征治外二千七百二十名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五七号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市豊中市豊南町西四ノ四一
八 木岩正外二百三十八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五八号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市豊中市岡山一三 荒木敏彦
外二百六十五名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八五九号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市豊中市庄内幸町三ノ五八幸

庄内 江藤太六外二百九十六名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八六〇号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市豊中市三和町四ノ一〇ノ三
三 山田達三外二百三十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八六一号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市茨木市稲葉町一六ノ三六
中村はるの外二百八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八六二号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市茨木市大字奈良六七ノ
二 池田義信外二百七十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八六三号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 大防市茨木市寺田町二〇ノ二八
関谷愛子外二百八十九名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八六四号 昭和四十一年二月二十二日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
請願者 京都市中京区壬生松原町三二 小
林義明外二百二十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八七八号 昭和四十一年二月二十三日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
(一通)

請願者 大阪府豊中市浜一ノ四三六 岩崎
貞男外二千四百一名
紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八八二号 昭和四十一年二月二十四日受理
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願
(一通)

請願者 大阪府高槻市城東町六ノ五 出本
務外二千四百一名
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第八五一号と同じである。

第八七三号 昭和四十一年二月二十三日受理
調理師の免許、登録、試験の制度に関する臨時行政調査会並びに地方制度調査会の第二次答申反対に関する請願

請願者 名古屋市北区生駒町一ノ二九 鈴木
喜久夫
紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第八八八号 昭和四十一年二月二十四日受理
陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国立公園指定に関する請願

請願者 青森市長島町一青森県議会議長
毛内豊吉外五名
紹介議員 津島 文治君

左記事項の早期実現につき特段の御高配を賜わりたい。
一、陸中海岸国立公園地域を拡張の上、青森県種差海岸一帯まで追加指定すること。
二、青森県下北半島の恐山国立公園及び仏ヶ浦周

辺を国立公園に指定すること。

理由

一、陸中海岸国立公園地域は、さきに宮城県気仙沼市岩井崎まで拡張されたが、岩手県普代村から青森県種差海岸に至る一帯の地域も、多くのすぐれた景勝地を擁しており、これら三陸沿岸一帯を総合した景観こそ一連の雄大な国立公園としてその真価を十分に発揮する。
二、青森県下北半島は、霊場とヒバの原始林で広く知られている恐山や豊富な湯量と清流美を誇る薬研温泉、さらには奇勝仏ヶ浦周辺から南へ延長四十キロメートルに及ぶ屈指の海蝕崖等きわめて傑出した自然の景観に恵まれているので、これらの天守の資源の保護と適正な利用を図る必要がある。(要望図添付)

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、調理師の免許、登録、試験の制度に関する臨時行政調査会並びに地方制度調査会の第二次答申反対に関する請願(第九〇六号)
二、国民年金法改正に関する請願(第九〇七号)
三、身体障害者福祉法の根本的改正に関する請願(第九二四号)

一、国立岐阜療養所災害補償等に関する請願(第九六四号)(第九八九号)
二、国立足利療養所の結核ベッド縮小反対等に関する請願(第九六五号)
三、栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願(第一〇一四号)

第九〇六号 昭和四十一年二月二十五日受理
調理師の免許、登録、試験の制度に関する臨時行政調査会並びに地方制度調査会の取次答申反対に関する請願

請願者 滋賀県高島郡安曇川町北船木 清水
水広吉
紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

第九〇七号 昭和四十一年二月二十五日受理
国民年金法改正に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡伊吹村大字杉沢 辻
村喜三郎外八万二千三百三十七名
紹介議員 奥村 悦造君

国民年金法の改正にあたり、左記事項の実現を図られた。
一、夫婦で一万円年金の実現を図ること。
二、保険料と同額の国庫負担を行なうこと。
三、福祉年金の大幅引上げと支給制限の撤廃を図ること。
四、特別融資わくを拡大すること。
五、事務費、交付金の増額と国民年金印紙完さばき手数料率の引上げを行なうこと。

第九二四号 昭和四十一年二月二十六日受理
身体障害者福祉法の根本的改正に関する請願

請願者 東京都豊島区目白三ノ一ノ二六日
本身体障害者団体連合会内 灘尾
弘吉
紹介議員 黒木 利克君

身体障害者福祉法を左記のように改正する等の措置を講ぜられたい。
一、基本的考え方について。
(1) 関係法規(身障福祉法、身障者雇用促進法、障害福祉年金、更生資金貸付制度)及び国鉄割引、国税、地方税減免等の制度を整理統合ないし本法に含めること。
(2) 満十八才未満の身障者及び内部障害者も本法の対象とすること。
(3) 本法施行に必要なすべての費用は国の負担とすること。
(4) 障害別の特典事情を十分考慮すること。
(5) 現行身障福祉法の改正点について。
(1) 第一条の法の目的に「身障者の生活の安定向上」を入れること。

この請願の趣旨は、第六六三号と同じである。

(2) 第三条の差別的取扱いの禁止について、各法各条文中の不具瑕疵の字句を身体障害者と改めること。

(3) 第七条の身障福祉審議委員については、イ、定員を現行の三十人以上とあるのを五十人以上とすること。
ロ、同条第三項の委員の任命について、委員の一部を障害者を考慮した身障団体の推薦とすること。
ハ、厚生大臣は委員会の建議及び答申を重視すること。

(4) その他、九項目(諸願書に記載)について、も、改正等を行うこと。

三、関係法規並びに法外援護を左記のように改善し本法に含めるか、あるいは明記すること。
(1) 身障者雇用促進法は強制雇用法とすること。

(2) 障害福祉年金の所得制限を大幅に緩和し、支給額をとりあえず現行の三倍程度に増額するとともに全障害者に支給すること。
(3) 現行の世帯更生資金貸付制度から身障者を分離し、単独の貸付制度を設けるとともに融資制度や身障者による更生企業社会的なものへの援助を図ること。

(4) 国鉄乗車(船)料金、航空料金及び私鉄(バス、船)料金の割引、国税、地方税の大幅減免を図ること。
(5) テレビ聴視料は、全身障手帳所持者に対し免除すること。
(6) 重度障害者に対し電力料金を割り引くこと。

四、その他
国及び地方公共団体は身障者の発生防止と、身障者の福祉充実のため、左記の処置をなすこと。

(1) 広く国民に対し障害発生防止に関する指導啓蒙を行ない、身障者の早期発見、早期治療に努めること。
(2) せき損障害者の日常生活、職業更生上必要

と。

な建造物の新、改造に対し補助金を交付すること。

(3) 重度障害者の職業更生のため必要に応じ業務委託をなすこと。

(4) 身障者の職業の向上と関係法規の周知方について定期的に刊行物を出すこと。なお、この業務は身障団体に委託することができようにする。

(5) 補装具の積極的開発と改良に努めること。

(6) 身障団体の積極的育成強化を図ること。

第九六四号 昭和四十一年三月一日受理
国市岐阜療養所災害補償等に関する請願

請願者 岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養所患者自治会内 広沢努外六百六十四名

紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第四七一号と同じである。

第九八九号 昭和四十一年三月二日受理
国立岐阜療養所災害補償等に関する請願

請願者 岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養所患者自治会内 宮川勝春外六百五十名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四七一号と同じである。

第九六五号 昭和四十一年三月一日受理
国立足利療養所の結核ベツト縮小反対等に関する請願

請願者 栃木県足利市大沼町六三二国立足利療養所患者自治会内 石川雅章外五百五十九名

紹介議員 多田 省吾君
結核対策として、左記事項の実現を図りたい。

一、結核空床対策は、まず緊急を要する在宅患者が入所できるように政策から始めること。

二、基幹療養所のみを充実させ、中小施設の転視

削減を図るような方針を定めること。

三、国立足利療養所の結核ベツト(定床数)を重症心身障害児収容施設を設けるために縮小しないこと。

四、国立足利療養所の医療設備を充実し、外科医を緊急によこすこと。

五、重症心身障害児に対し、国は責任ある完全な体制で保障すること。

理由
昭和四十一年度予算案で、重症障害児(者)収容施設を、国立結核療養所内に設置する計画が発表されたが、この計画によると、結核定床を千九百九十床に一律に減らし、命令入所患者の予算を五千件少なく見ている。このしわ寄せが国立足利療養所にも及ぶとしており、結核入院患者は、十分な療養もできぬままに、不安な日を送っている実情である。また、現在足利市内だけで結核要治療患者は三千人、そのうち重症者二百人が野放しの状況である。しかるに政府は、結核対策の後退、医療保険制度の改悪を企て、両毛地区唯一の国立療養所である足利療養所の結核床の削減を図り、外科部門の機能まひの現況に対しても適切な対策を持たぬ有様である。

第一〇一四号 昭和四十一年三月三日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都大田区中央五ノ三〇栄養士法改正期成同盟内 信太庄次外五十八名

紹介議員 山本 杉君
国民の健康保持、栄養改善を正しく行なうためには、国家試験を必要とし、管理栄養士養成を行なうべきでないから、栄養士法を左記のごとく改正された。

一、同法第五条の二の第二号を削除すること。

理由
一、管理栄養士は、養士法第一条第二項に定められているが、従来の栄養士の外に新たに管理栄養士が設けられたのは、栄養士の進歩に伴い

国民の栄養知識の向上、普及、食品の加工貯蔵、強化食生活の向上等、諸般の情勢がより高度の栄養の知識、技能を有する者を必要としたからである。

二、管理栄養士は、原則として、その修業年数に応じ養成施設を卒業後ただちに、または実務経験一年及び二年後、いずれも国家試験受験資格を得、試験に合格してはじめて管理栄養士として登録されることが、同法第五条の四の一、二、三、四号に規定されている。

三、しかるに同法第五条の二の第二号には、国家試験を要しない、ただちに管理栄養士の資格をうる指定管理栄養士養成施設の規定があり、しかも、この修業年数は、管理栄養士の受験資格が得られる栄養士養成施設と同じく四箇年である。

四、したがって、この制度によつて、管理栄養士のうちに、もしも、その任に耐えないような資質の劣つた者が多少でもあらわれたならば、国民栄養のみならず、国民の健康そのものに及ぼす悪影響は計り知れないものがある。

五、特に、食品の加工、貯蔵の進歩やインスタント食品の発達などに伴い、使用法を誤ればきわめて危険な食品添加物、増量剤、酸化防止剤、着色剤、防腐剤、漂白剤、その他が大量に使用されており、この傾向は、今後ますます強まると考えられるので、質の劣つた管理栄養士の存在はまことに危険である。

六、国民の健康に直接関係のある資格をうる者は、医師、薬剤師、あんま、はり師等、ほとんどすべて国家試験によつてその資質を保障されており、国家試験を要せずに資格を取得できる特別指定の養成というごとき例外はない。

七、このようなきわめて不合理かつ危険な指定管理栄養士養成施設の例外規定を認めなければ、現行の国家試験制度の崩壊の端緒をつくることになり、この問題はひとへに栄養に関する範囲にとどまらず、国家試験によつて資格を与えられ他の職種にも及び、国民に及ぼす影響きわめて大きい。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、こどもの国協会法案

こどもの国協会法案

目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び職員(第七條―第十六條)
第三章 業務(第十七條―第十九條)
第四章 財務及び会計(第二十條―第二十八條)
第五章 監督(第二十九條―第三十條)
第六章 雑則(第三十一條―第三十二條)
第七章 罰則(第三十三條―第三十四條)
附則

第一章 総則
(目的)
第一条 こどもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もつて心身ともに健康やかな児童の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 こどもの国協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 協会は、事務所を神奈川県に置く。

(資本金)
第四条 協会の資本金は、五千万円と協会の設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

3 評価委員その他前項に規定する評価に関し必

要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第八条 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第九条 理事長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の仕事)

第十条 理事長及び理事の任期は、四年とし、理事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員の仕事)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることが出来ない。

(役員の仕事)

第十二条 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けるときは、この限りではない。

(代表権の制限)

第十四条 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第十五条 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十七条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設その他児童の健康を増進し、又はその情操を豊かにするための諸施設が総合的に整備された集団施設を設置し、及び運営すること。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、厚生大臣の認可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会以外の者に委託することができる。

3 協会は、第一項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する施設の全部又は一部を一般の利用に供することができる。

(こどもの国)

第十八条 協会が設置する前条第一項第一号の集団施設は、こどもの国と称する。

(業務方法書)

第十九条 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十三条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十四条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十五条 協会は、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第二十六条 協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十七条 協会は、厚生省令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(厚生省令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第五章 監督

監督

(監督)

第二十九條 協会は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により、職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一條 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十二條 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十七條第二項、第十九條第一項、第二十一條、第二十五條第一項若しくは第二項ただし書又は第二十七條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三條の規定による承認をしようとするとき。

三 第十九條第二項、第二十七條又は第二十八條の規定により厚生省令を定めようとするとき。

四 第二十六條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十三條 第三十條第一項の規定による報告を

求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十七條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十九條第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)
第二條 厚生大臣は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 厚生大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込み及び出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六條 協会の最初の事業年度は、第二十條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十一條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(資本金の増加)
第八條 政府は、昭和四十四年三月三十一日までの間に限り、政令で定める土地及びその定着物(以下「土地等」といふ。)を出資の目的として、協会に追加して出資することが出来る。

2 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 第四條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により出資の目的とする土地等の価格について準用する。

(不動産取得税の非課税)
第九條 都道府県は、協회가、第四條第一項又は前條の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)
第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本中小企業指導センター」の下に、「こどもの国協会」を加え、同条第十八号中「日本中小企業指導センター」の下に、「こどもの国協会」を加え、同条第二十七

号ノ四の次に次の一号を加える。

二十七ノ五 こどもの国協会ガこどもの国協會法第十七條第一項第一号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ六 こどもの国協会ノ発スル証書、帳簿

(厚生省設置法の一部改正)
第十二條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十六号の三の次に次の一号を加える。

五十六ノ四 こどもの国協会を監督すること。

第十三條第九号の次に次の一号を加える。

九ノ二 こどもの国協会を監督すること。

(地方税法の一部改正)
第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「日本中央競馬會」を「こどもの国協会、日本中央競馬會」に改める。

第七十三條の四第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一ノ二 こどもの国協会ガ、こどもの国協會法(昭和四十一年法律第 号)第十七條第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第三百四十八條第二項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八ノ三 こどもの国協会ガ、こどもの国協會法第十七條第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「オリンピック記念青少年総合センター」の下に、「こどもの国協会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

こどもの国協会 こともの国協会法（昭和四十一年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中雇用促進事業団の項の前に次のように加える。

こどもの国協会 こともの国協会法（昭和四十一年法律第 号）

別表

一 土地

神奈川県横浜市港北区鶴志田町字薬師堂千三百五十番の三 所在

神奈川県横浜市港北区鶴志田町字金久保千三百九十六番の二 所在

神奈川県横浜市港北区鶴志田町字山千二百十二番地の二 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字大幡二千六十五番の五 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字神戸九百六十四番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十二番の二 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字北ノ谷八百八十九番の二 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十三番の一 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十六番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

神奈川県横浜市港北区奈良町字油戸八百九十九番の三 所在

番 所在

補強コンクリートブロック造重鉛メッキ鋼
板葺平家建

床面積 三十八・三四平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百
番 所在

軽量鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 九十平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百
番 所在

鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

床面積 一階 百六十二・六四平方メートル

二階 百五十七・五九平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百
番 所在

軽量鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 二十三・〇四平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百
番 所在

木造スレート葺平家建

床面積 百十九平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百
番 所在

木造スレート葺平家建

床面積 七十九・三三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六
十二番の一 所在

木造スレート葺平家建

床面積 七十九・三三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六
十二番の一 所在

木造スレート葺平家建

床面積 七十九・三三平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六
十二番の一 所在

木造スレート葺平家建

床面積 九十二・五六平方メートル

神奈川県横浜市港北区奈良町字宮ノ谷七百六
十二番の一 所在

木造スレート葺平家建

床面積 六十六・一一平方メートル

東京都町田市三輪町字三十号二千四百九十
番 所在

コンクリートブロック造陸屋根平家建

床面積 十二・五六平方メートル

東京都町田市三輪町字三十二号二千六百一
番 所在

木造重鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 十三・五四平方メートル

第四号中正誤

（一）段行 誤

四一五 問類 正

八一九 ですが 問題 ですか

第五号中正誤

（二）段行 誤

一二四 上原誠之助君 上原誠之輔君 正

昭和四十一年三月二十四日印刷

昭和四十一年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局